

栃木労働局「今月(5月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

①令和6年度「業務改善助成金」をご活用ください！

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

***業務改善助成金:**中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です（※申請期限は令和6年12月27日まで。令和5年度との変更点もございますので、詳細は専用ページをご覧ください。）。

【問合せ】業務改善助成金コールセンター TEL: 0120-366-440/栃木働き方改革推進支援センター

***働き方改革推進支援センター相談窓口:**中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL: 0800-800-8100

事業主の皆様へ **賃金引き上げ特設ページ** を開設！
詳しくはこちら >>>



業務改善助成金については
こちら >>>

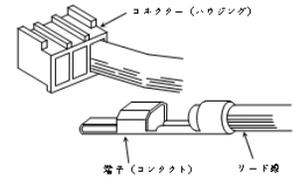


②最低工賃(電気機械器具製造業)が改正されました！(令和6年4月20日発効)

栃木県電気機械器具製造業の最低工賃について、下記表における金額に改正発効されました。なお、栃木県電気機械器具製造業の最低工賃は、栃木県内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。

電気機械器具製造業の業務工程解説図

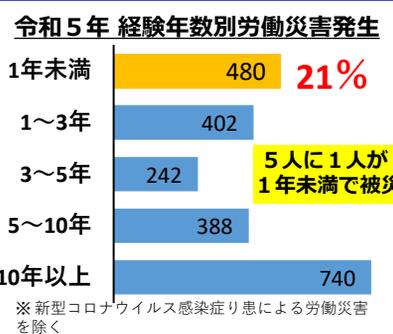
品目	工程	規格	金額
コネクター	差し(電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭 (改正前 46銭)



詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(電話: 028-634-9109)、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

③新入社員を労働災害から守りましょう！

令和5年に栃木県内で発生した休業4日以上**の労働災害の約5人に1人は、経験年数が1年未満**の経験の浅い労働者が被災しており、原因の一つとして、知識、経験、技能等が未熟なことが挙げられます。年度当初は、新規採用者や職場の配置転換の時期です。新規採用者には雇入時教育を、配置転換社員には作業内容変更時教育を確実に実施し、新規採用者や配置転換社員の労働災害防止に取り組みましょう。また、外国人労働者に対する安全衛生教育は、母国語に翻訳された教材等を用いるなどわかりやすい安全衛生教育に取り組みましょう。



④労災保険の料率が変わります！

○令和6年度から労災保険率、労務比率、第2種特別加入保険料を改定します。
○令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。



⑤ 5月は労働保険電子申請利用促進月間です！

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

○いつでもどこでも手続き可能！

労働局などの窓口に出向かず、待ち時間がなく、24時間365日、自宅やオフィスから申請や届出ができます。

○簡単・スピーディに申請！

申請書類への記入もデータでスピーディに処理でき、毎年提出する年度更新申告なら、前年度の情報を取り込めるので、変更や修正だけ。入力チェック機能等で記入漏れ等も防げます。

○ムダな時間やコストも削減！

用紙の入手が不要。内容により複数の手続をまとめて申請でき、申請のための移動費・人件費などコストを削減できます。

○あわせて便利な口座振替をご利用ください！

口座振替のメリットは、保険料納付のために金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されること、納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなること、法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大約2カ月ゆとりがあること等があります。



⑥ 両立支援等助成金の制度が拡充し、新たなコースが新設されました！

○出生時両立支援コースの制度

- ・第1種〈男性労働者の育児休業取得〉について、支給対象労働者数を3人までに拡充します。
- ・第2種〈男性の育児休業取得率の上昇等〉について、プラチナくるみん認定事業主への加算措置を新設します。

○育休中等業務代替支援コースは、令和6年1月より制度を開始しており、引き続き、同様の内容で実施します。

○柔軟な働き方選択制度等支援コースが令和6年4月より新設されました。

○育児休業等支援コース（職場復帰後支援）が廃止されました。

○新型コロナウイルス感染症対応特例が終了しました。

【問合せ】 栃木労働局雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

詳しくはこちら



⑦ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

人への投資促進コース・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の定額制訓練、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の自発的職業能力開発訓練、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

事業展開等リスクリング支援コース・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL：028-614-2263



⑧ 令和6年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられました！

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。法定雇用率は今後も段階的に引き上げられます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

